

平成31年（ネ）第307号 九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲ほか67名

被控訴人 国

控訴審証拠説明書(2)

2020年2月7日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	李	博	盛
同 弁護士	後	藤	富
同 弁護士	中	原	昌
同 弁護士	安	元	隆
同 弁護士	川	上	武
同 弁護士	祖	父	江
同 弁護士	金		敏
同 弁護士	池		上
同 弁護士	服	部	貴
同 弁護士	柴	田	裕
同 弁護士	白		
同 弁護士	石	井	衆
同 弁護士	清	田	美
同 弁護士	松	本	知
同 弁護士	朴		憲
同 弁護士	鄭		文
同 弁護士	阪	本	志
同 弁護士	白		石

A号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者等	立 証 趣 旨
甲 1 9 5	意見書	原本	2020年 2月7日	堀口悟郎	本件不指定処分が、①本件規程13条適合性の判断を誤っていること、②本件規程15条に違反していること、③行政手続法8条1項本文に違反していること及び上記のうち1つでも該当すれば、本件不指定処分は違法となり、控訴人らの請求が認容されなければならないこと

以上